くらしの情報
Life Information

問い合わせ先

○津奈木町役場
総務課 ☎78-3111
交通・災害、人事、有線放送 etc.
振興課 ☎78-3112
農業振興、住宅・水道、建設 etc.
住民課 ☎78-3113
住民票、ごみ、保険、住民税 etc.
教育委員会 ☎78-5400
学校教育、生涯学習、体育施設 etc.
○社会福祉協議会 ☎61-2940
○ゴミ処理場 ☎78-2584

町内施設案内

つなぎ温泉四季彩
☎78-4126
営業／10：00～21：00
休業日／第1水曜、12/31～1/1

物産館グリーンゲイト
☎78-2000
営業／9：00～18：00
休業日／第1水曜、12/31～1/2

つなぎ美術館
☎61-2222
開館／10：00～17：00
休館日／毎週水曜※祝日の場合は翌日、12/31～1/1

津奈木町図書館
☎78-5400
開館／平日 8：30～17：00
土日祝日 10：00～17：00
休館日／毎週月曜、12/29～1/3

つなぎ文化センター
☎78-3096
開館／9：00～22：00
休館日／毎週月曜、12/29～1/3

納税申告の保存制度 対象者が拡大されます

平成26年1月から、個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得が300万円以下の人についても記帳と帳簿書類の保存が義務化されます。営業、農業、漁業、不動産業、山林業をされている全ての人（所得税の申告の必要のない人も含みます）が対象となりますのでご注意ください。

記帳・帳簿などの保存制度や記帳内容の詳細は、国税庁ホームページに記載されていますのでご覧ください。

●問い合わせ
八代税務署
☎0965-32-3141
国税庁ホームページ
http://www.nta.go.jp/

全国一斉！法務局休日相談所開設

日常生活のさまざまな心配事、困り事はありませんか。法務局職員などがご相談を受けます。相談は無料で、秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

●日時
9月23日（日）
午前10時～午後4時
（受付：午後3時30分まで）
●場所
熊本地方法務局八代支局
●相談内容
①土地や建物の不動産登記関係（売買、相続など）、②戸籍関係（婚姻、養子縁組、成年後見など）、③供託関係（地代・家賃、給料差押など）、④人権関係（いじめ、プライバシー問題など）、⑤法律全般関係
●問い合わせ
熊本地方法務局八代支局
☎0965-32-2654

危険物取扱者試験を実施します

●試験種類
甲種・乙種第1類～第6類・丙種
●試験日
11月4日（日）
●願書受付期間
▽書面申請
9月6日（木）～18日（火）
▽電子申請
9月3日（月）～15日（土）
●願書配置場所
消防試験研究センター熊本県支部、県下消防本部
●問い合わせ
（財）消防試験研究センター熊本県支部
☎096-364-5005

古中尾地区 かかし祭

展示 9日(日)▼30日(日)

■日時 9月16日(日)
午前10時～午後3時
※雨天時は9月17日(月)
■場所 古中尾公民館付近農道
■催し物 バザー、地元農産物販売、新米が当たるクイズ、その他イベント

津奈木町古中尾活性化協議会
代表 山﨑 繁治
☎090-2712-3169(携帯)

必ず見つかるやりたい仕事 防衛大学校生募集

●防衛大学校
【試験日】11月10日（土）・11日（日）
【試験会場】熊本学園大学
【受験資格】18歳（高卒見込み）以上21歳未満
●申込期限
10月1日（月）
●問い合わせ
自衛隊水俣地域事務所（水俣商工会議所2階）
☎63-5863

平成25年4月から障害者法定雇用率引き上げ

すべての事業主は、障害者雇用率制度により法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります。この法定雇用率が、平成25年4月1日から次のように変わります。事業主の皆さんは、ご注意ください。

また、今回の変更に伴い、障がい者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変わります。

事業主区分	法定雇用率 現行	法定雇用率 変更後
民間企業	1.8%	2.0%
国、地方公共団体など	2.1%	2.3%
都道府県などの教育委員会	2.0%	2.2%

●問い合わせ
・熊本労働局
☎096-211-1704
・ハローワーク水俣
☎62-8609

9月10日～17日は「自殺予防週間」です

9月10日の世界自殺予防デーにちなんで、毎年9月10日からの1週間は「自殺予防週間」として設定されています。

自殺対策を推進するためには、自殺に対しての誤解や偏見をなくし、正しい知識を普及することが重要です。命の大切さや自殺の危険を示すサイン、また危険に気づいたときの対応方法などについて理解の促進を図ることを目的とします。

●問い合わせ
住民課福祉班
☎78-3113（内116）

年金情報 国民年金後納制度が始まります

老齢基礎年金とは？

老齢基礎年金とは、20歳から60歳までの間、国民年金保険料を納めることで65歳以降に受給することができる年金です。40年間(480か月)納付することで満額を受給することができます。老齢基礎年金を受け取るには保険料を25年(300か月)以上納付する必要があります。

次に当てはまる場合は将来もらえる年金が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまいますのでご注意ください。

●資格取得などの届出忘れにより国民年金の受給資格を満たしていない
●保険料納付や免除などの保険料納付期間が25年(300か月)未満である

10月1日から後納制度開始 過去10年までの後納が可能に

過去に年金を納めていなかったため、年金が少ない、受給できないという事態を避けるため、**過去10年(平成14年10月以降の分)**まで後納が可能な国民年金後納制度が10月から始まります。この制度は平成27年9月30日まで利用できます。

※1 すでに老齢基礎年金の受給権を持っている人は利用することができません。
※2 利用する際には、申し込み後、審査があります。結果次第では、利用できない場合もあります。

出張年金相談（予約制：0965-35-6123）
（年金事務所の職員が相談をお受けします）
9/13(木)水俣市もやい館、9/14(金)芦北町役場

【問い合わせ先】
八代年金事務所 ☎0965-35-6143
住民課住民班 ☎78-3113（内115）